

市民公開講座「総合事業について」

平成28年1月
介護保険課

●本日の内容

- i. 介護保険制度について
- ii. 「地域包括ケアシステム」について
- iii. 総合事業について
- iv. 今後の取り組みについて

1. 介護保険制度①

- 平成12年4月からスタート（現在16年目）
- 将来を含めた介護の不安や負担を、社会全体で支え合う制度
- 市町村が保険者となって運営
- 介護保険に加入するのは、40歳になった月から
 - 65歳以上：第1号被保険者、40～64歳：第2号被保険者
- 負担と給付との関係が明確な社会保険方式
 - 必要となる給付をまかなえるよう、市町村が保険料を設定
- 財源は、保険料5割、公費（税金）5割
 - 65歳以上 22%、40～64歳 28%
 - 国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%

2. 介護保険制度②

- 介護サービスを受けるためには、市町村に申請して要介護認定を受けることが必要。
 - 40～64歳の第2号被保険者は、がん末期、初老期認知症や脳血管疾患等の一定の疾病（特定疾病）が原因の場合に限る。
 - 認定区分は、要支援1・2、要介護1～5の7段階。
 - ケアマネジャー等が作成するケアプランに基づいて利用
- 利用者負担は1割。（H27.8月より、一定以上所得者は2割）
- 要介護者には介護給付、要支援者には予防給付が行われる。その他、市町村は介護予防や自立した日常生活の支援のため、地域支援事業を行う。
- 平成28年3月から始まる「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」は、地域支援事業のひとつ。

3. 船橋市の状況

- 要介護(支援)認定者数は2万3千人 →10年後は1.8倍
- 65歳以上高齢者のうち、要介護(支援)認定者は、
16% (6人に1人) →10年後は25% (4人に1人)
- 介護保険料は1人月額5千円 (平均) →10年後は1.5倍

	現在(平成27年)
人口	63万人
要介護(要支援)認定者	2万3千人
65歳以上の人口	14万人
75歳以上の人口	6万人
保険給付費	340億円
介護保険料(月額)	5,000円(4,960円)



	10年後(平成37年)
人口	65~66万人
要介護(要支援)認定者	4万人
65歳以上の人口	15万5千人
75歳以上の人口	9万5千人
保険給付費	530億円
介護保険料(月額)	7,400円

4. 地域包括ケアシステム①

(背景)

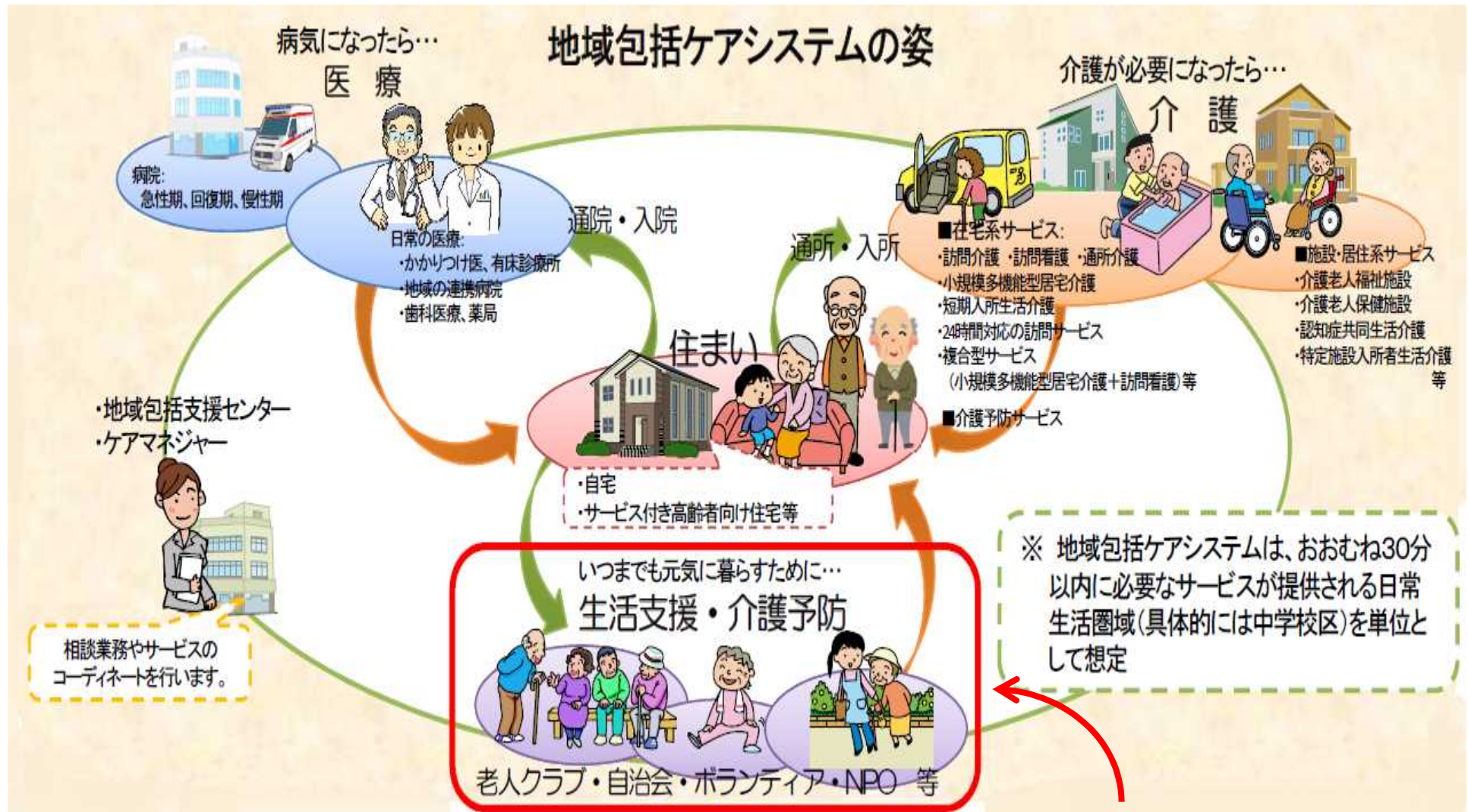
- 平成37年には、団塊の世代が75歳以上に(「2025年問題」)
【参考】65～74歳は要介護(支援)認定率4.3%、75歳以上は29.6%
(平成26年度末・船橋市)
- 1人暮らし世帯・高齢者のみ世帯の増加
- 生活支援ニーズの拡大 ●サービスの担い手不足
- 介護保険給付費の増大 ●介護予防の必要性の高まり

➡ 「地域包括ケアシステム」の構築が重要課題に

➡ 介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に合わせて「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」を一体的に提供する支援体制のこと

5. 地域包括ケアシステム②

(国資料より)



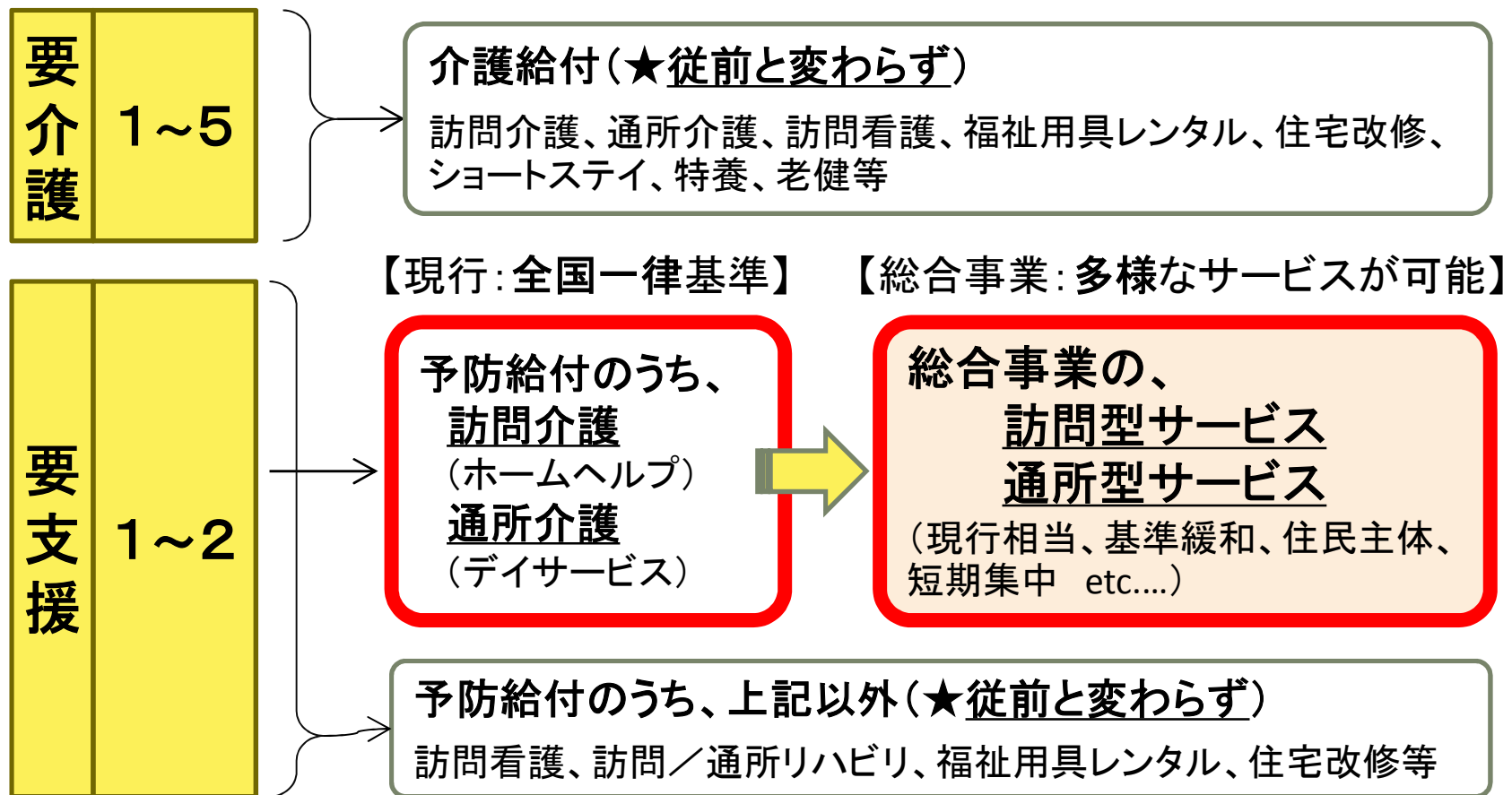
平成28年3月から始まる「総合事業」の分野

6. 総合事業①

- 平成27年4月の制度改正において、地域支援事業の内容が見直された。
 - 予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）が地域支援事業へ移行
 - 総合事業の「訪問型・通所型サービス」として実施。
 - 国が一律に基準と報酬を定めている予防給付と異なり、市町村が、地域の実情に応じて多様なサービスを実施することが可能に。
- 市町村ごとに、平成29年4月までに開始することとされている。
 - 船橋市においては、平成28年3月より実施。

7. 総合事業②

- 要支援認定者に対する予防給付の一部（訪問介護と通所介護のみ）が、「総合事業」に移行

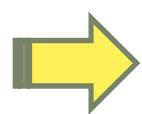


8. 総合事業③（多様なサービス）

- 多様なサービスの例（国が典型例として提示）

- 現行の予防給付相当のサービス
- 市町村が独自に基準を緩和したサービス
 - ・ 人員基準等を緩和して、その分単価を下げたもの
- 住民主体（ボランティア団体等）による支援

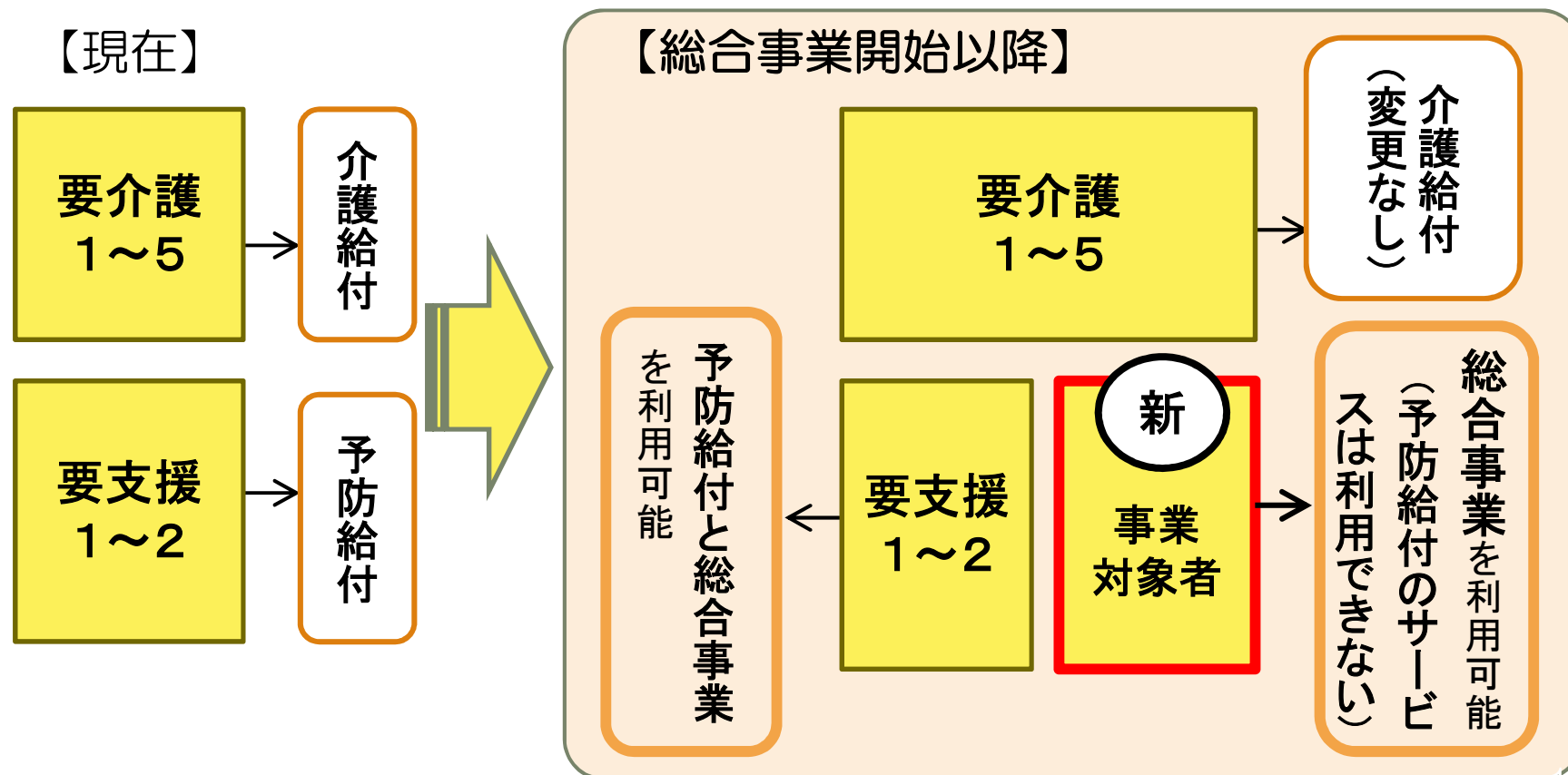
高
↑費用
↓
低



要支援認定者の心身の状況は多様であることから、現行の予防給付に相当するサービスに加え、比較的費用の低い多様なサービスを創設し、利用者の選択肢を増やすことで、より効果的に、また結果として費用を抑えた形でサービスが提供されるもの。

9. 事業の対象者

- 総合事業のサービス（のみ）を利用する場合には、要支援認定によるほか、地域包括支援センター・在宅介護支援センターで対面により基本チェックリストの判定を受け、「事業対象者」（要支援相当の者）となることによっても、利用が可能に。



10. 基本チェックリスト

基本チェックリスト(厚生労働省作成)				
No	質問項目	回答		
暮らしぶりその1	1 バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
	2 日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
	3 預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
	4 友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
	5 家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
		No. 1~5の合計		
運動器関係	6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がってますか	0. はい	1. いいえ	
	8 15分間位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
	9 この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
	10 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
		No. 6~10の合計		
栄養・口腔機能等の関係	11 6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ	
	12 身長(cm) 体重(kg) (* BMI 18.5未満なら該当) * BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))	1. はい	0. いいえ	
			No. 11~12の合計	
	13 半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
	14 お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15 口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
		No. 13~15の合計		
暮らしぶりその2	16 週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
	17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
	18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われるますか	1. はい	0. いいえ	
	19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
	20 今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
		No. 16~20の合計		
		No. 1~20までの合計		
「こころ」	21 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
	22 (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
	23 (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
	24 (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
	25 (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

←このような25項目のチェックリストを対面で実施し、「事業対象者」(要支援相当の者)と判定されることで、認定の手続きを経ずに、総合事業のサービスを利用することができるようになります。

この場合でも、要支援認定を受けた場合と同様に、地域包括支援センター等がお住まいで実施するケアマネジメントの過程で、必要なサービスが決定されます。

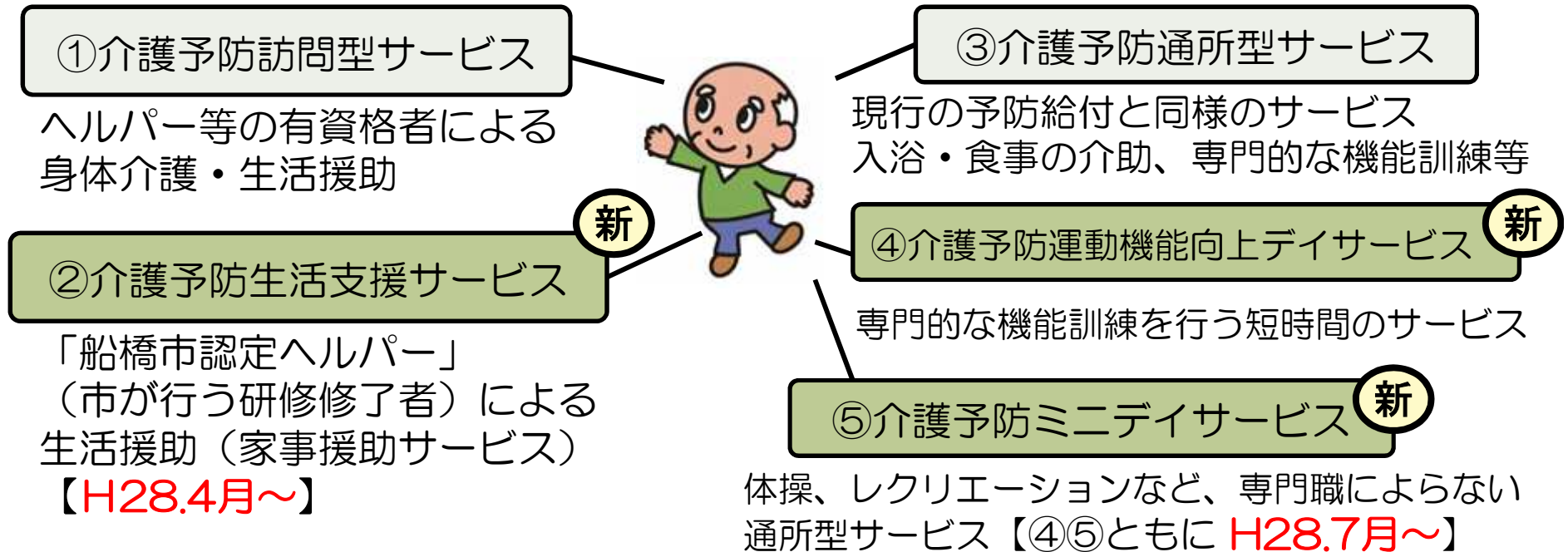
11. 船橋市独自サービス

- 船橋市独自のサービスを新しく創設します。

【現行】 選択肢は国の一律基準によるサービスのみ。



【総合事業開始後】 市が実施する多様なサービスを含め、選択肢が増えます。

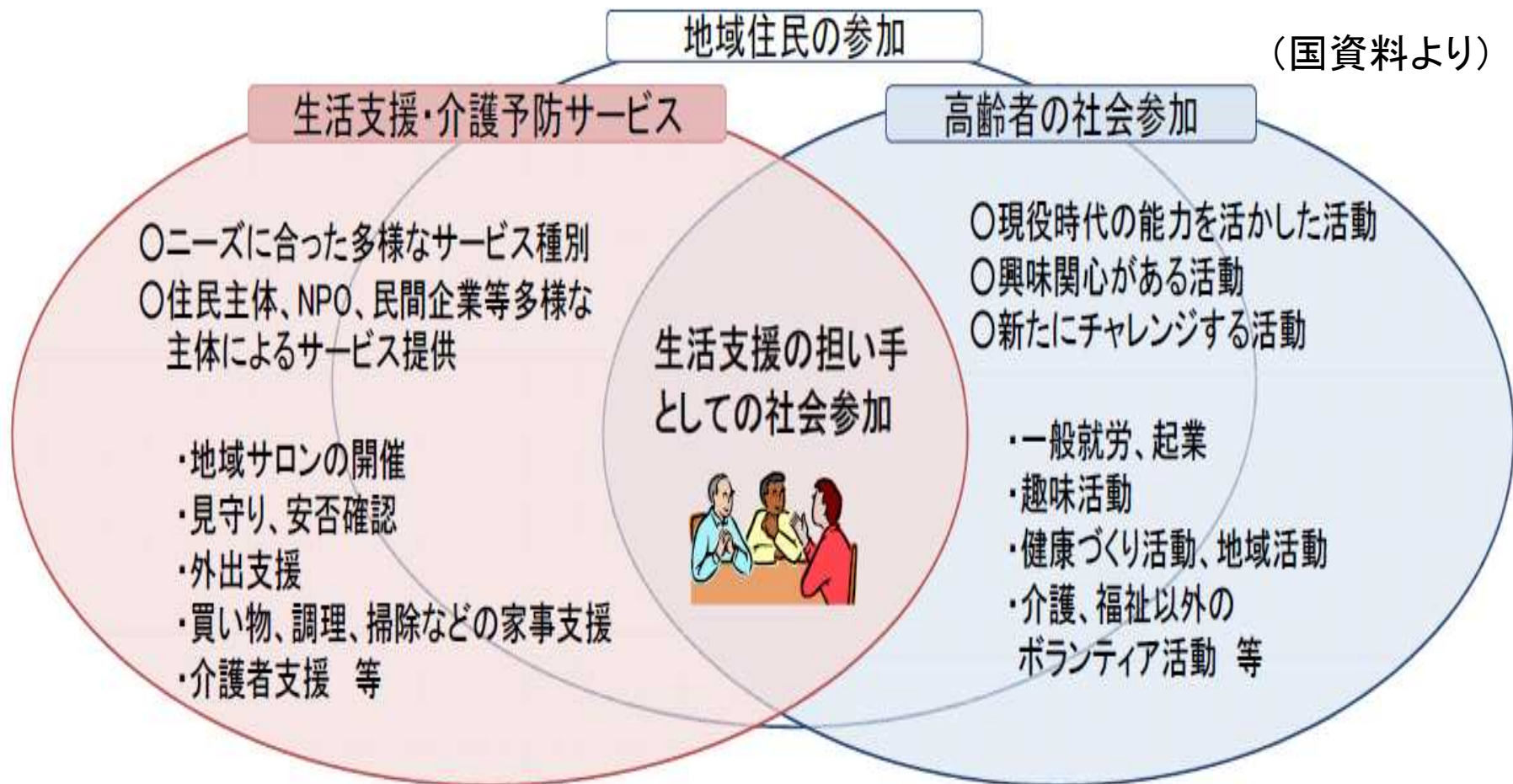


12. 総合事業への円滑な移行

- 平成28年2月29日以降、現在の要支援認定の期間が満了した方から、総合事業のサービスに移行します。
 - 要支援認定の期間は最長1年なので、平成29年2月までに1年かけて、予防給付の訪問介護・通所介護の利用者全員が、総合事業のサービスに移行します。
- 訪問型・通所型とともに、現行の予防給付と内容が同等のサービスを、総合事業においても実施します。
 - 現在、要支援認定を受け、訪問介護、通所介護を利用している方は、総合事業に移行した後も、同じ事業所から同等のサービスを受けることができます。
(地域包括支援センター等によるケアマネジメントによって、これまでと同様のサービスが必要とされたことが前提となります。)

13. 社会参加による介護予防

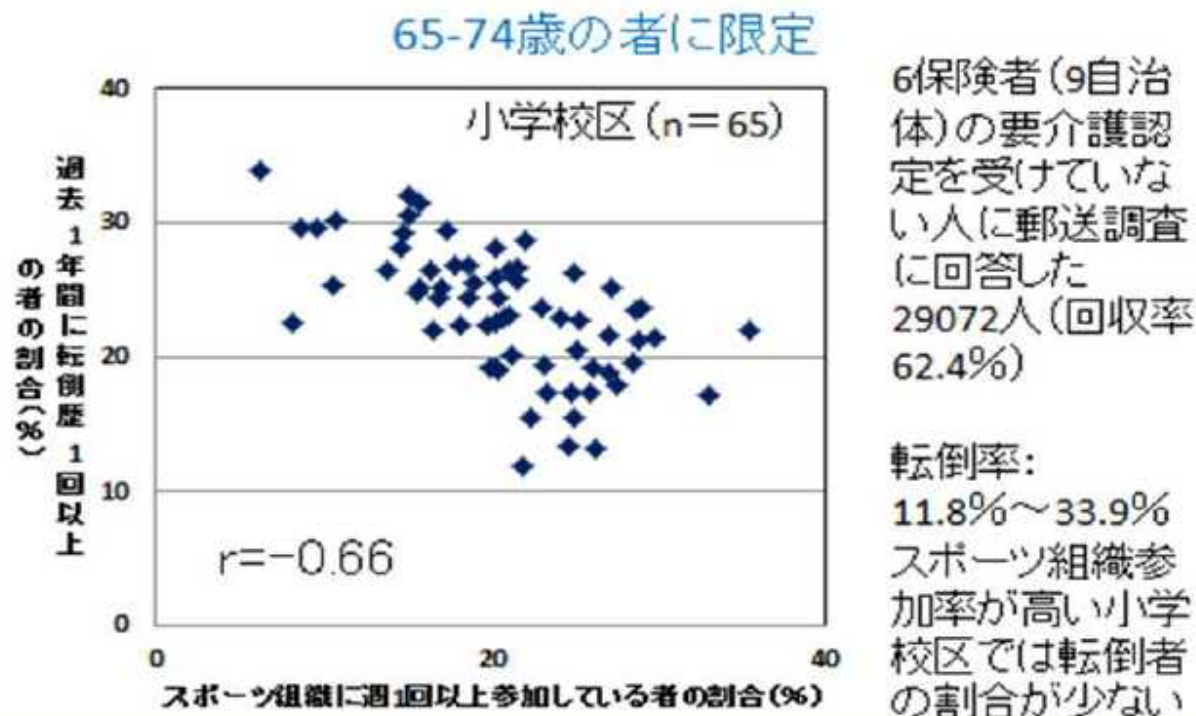
- 総合事業の大きな目的のひとつに、「地域で高齢者が社会参加することが、介護予防にもなる」ということがあります。



14. 社会参加と介護予防効果の関係①

社会参加と介護予防の関係について、いくつかの研究結果を紹介します。

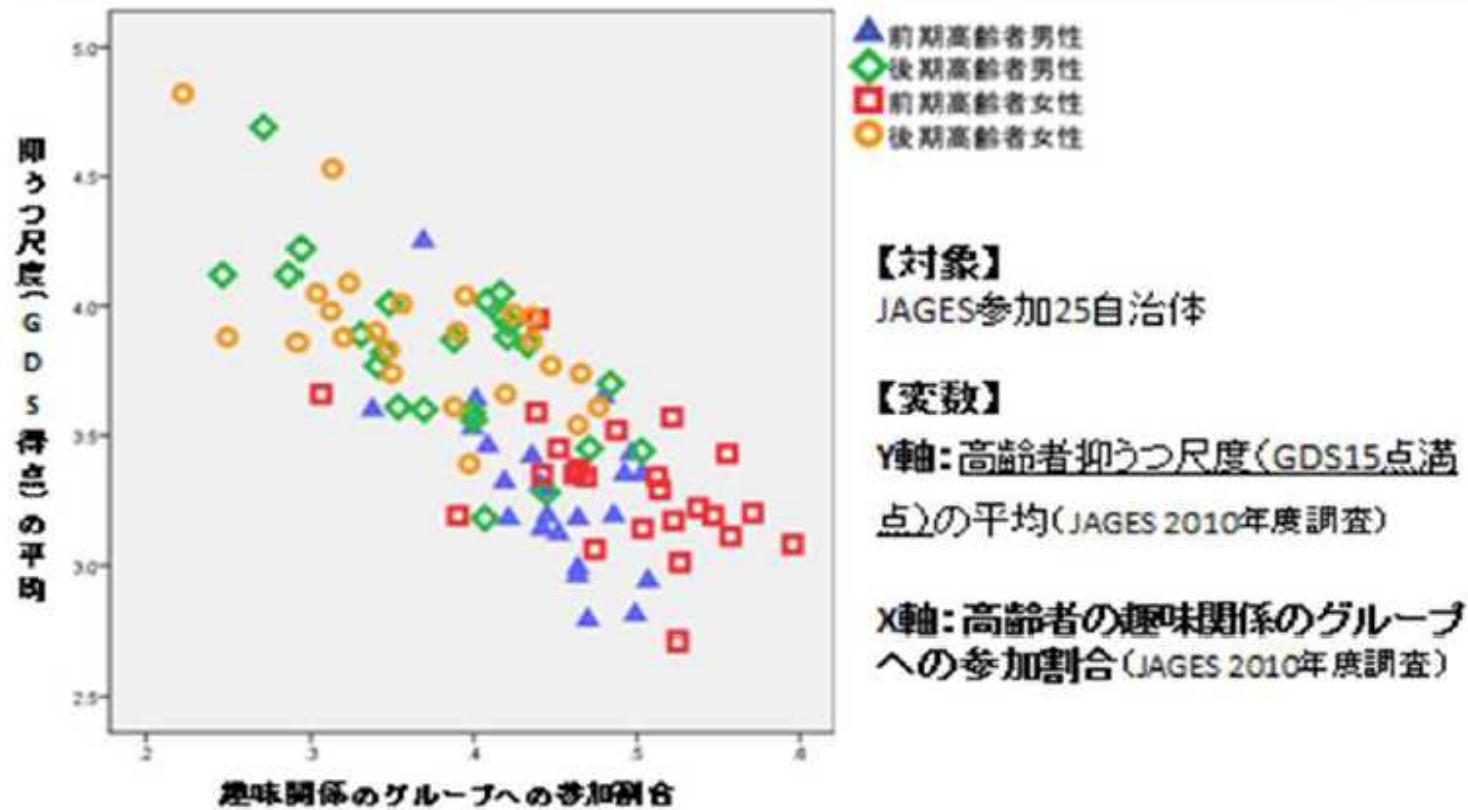
スポーツ組織への参加割合が高い地域ほど、過去1年間に転倒したことがある前期高齢者が少ない相関が認められた。



(2010年・JAGES(日本老年学的評価研究)プロジェクトによる調査・厚生労働省資料より)

15. 社会参加と介護予防効果の関係②

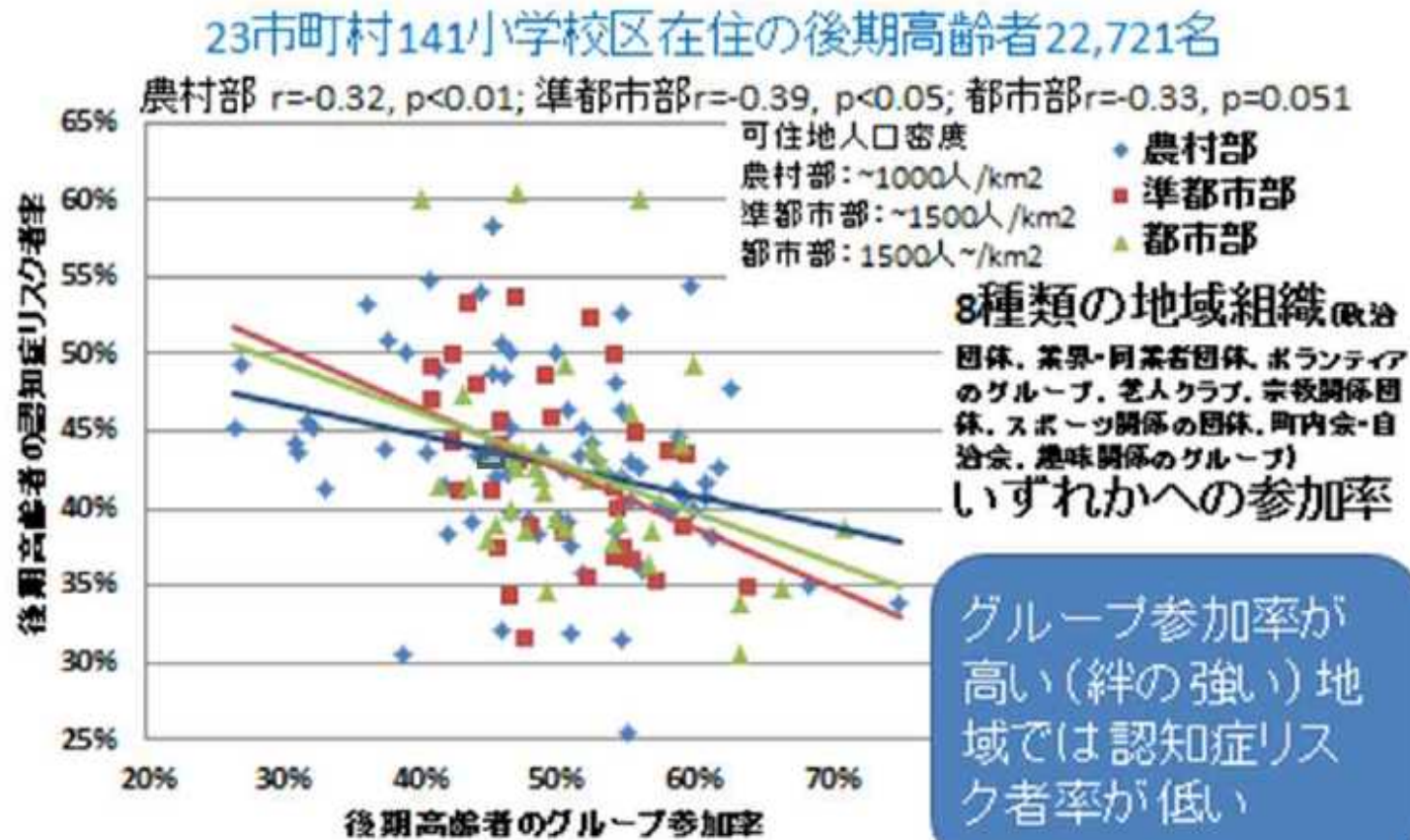
趣味関係のグループへの参加割合が高い地域ほど、うつ得点(低いほど良い)の平均点が低い相関が認められた。



(2010年・JAGES(日本老年学的評価研究)プロジェクトによる調査・厚生労働省資料より)

16. 社会参加と介護予防効果の関係③

ボランティアグループ等の地域組織への参加割合が高い地域ほど、認知症リスクを有する後期高齢者の割合が少ない相関が認められた。



(2010年・JAGES(日本老年学的評価研究)プロジェクトによる調査・厚生労働省資料より)

17. 茨城県利根町の事例 ～シルバーリハビリ体操指導士の体操普及活動

茨城県立健康プラザの主催する講習会を終了した60歳以上の世代の住民ボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」が、公民館等で高齢者のための体操教室を立ち上げ、自主活動として運営。町内13箇所で月2～4回、延13,390人が参加しており、地域に定着している。

基本情報（平成25年4月1日現在）

※人口は平成24年3月31日

地域包括支援センター設置数	直営	1	カ所
	委託	0	カ所
総人口		17,592	人
65歳以上高齢者人口		5,272	人
		30.0	%
75歳以上高齢者人口		2,009	人
		11.4	%
第5期1号保険料		4,070	円



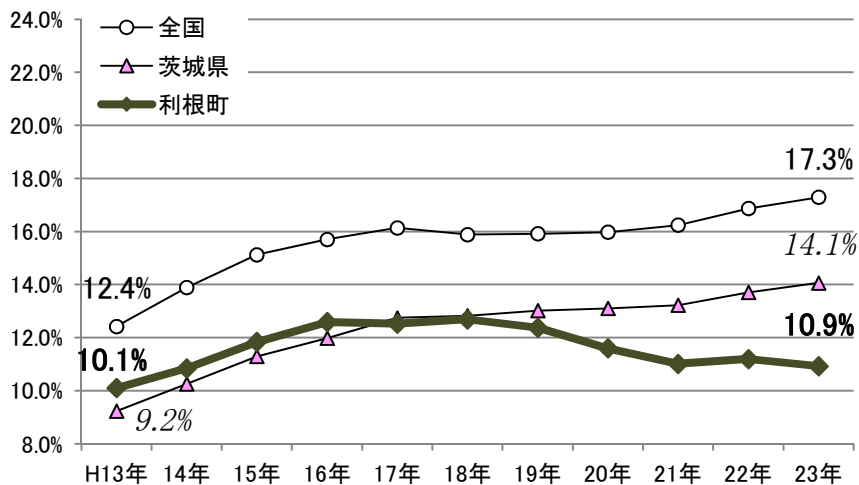
介護予防の取組の変遷

- 平成16年 利根町社会福祉協議会による定年男性のためのボランティア講座と県立健康プラザのシルバーリハビリ体操が結びつき、高齢者のための体操指導者の養成を開始。
- 平成17年 養成された「シルバーリハビリ体操指導士（以下、指導士）」が国保診療所の一室で外来受診者も交えて、地域の高齢者に体操を指導するようになった。
- 平成18年 二次予防事業のサポート役として指導士が参加
- 指導士の活動は、高齢世代が高齢世代を支え合う互助の活動として、町内に定着している。



H24年度 参加実人数	高齢者人口 に占める割合
544人	10.3%

第1号被保険者における要介護認定率の推移



専門職の関与の仕方

- 保健師
指導士の体操教室を、町内に広報。必要な人に体操の参加を勧める。
- 地域包括支援センターの主任ケアマネ・社会福祉士
体操に来れなくなった人に訪問、状況把握
- 国保診療所の医師
診療所の外来受診者に体操への参加を勧め、指導士の活動を後押し

18. ふなばしシルバーリハビリ体操事業

- 平成27年度より事業を開始。

①体操指導士の養成 (講習会の開催)

「体操指導士」(ボランティアの指導士)を市民の中から養成

②体操の普及 (体操教室の開催)

〈原則として65歳以上の方が対象〉
体操を通じた健康づくり・
介護予防、集いの場の形成

- 市民に体操を教える「体操指導士」を、市民の中から募って養成する「体操指導士養成講習」を実施。今年度は100人、10年後の平成37年度には1,740人の指導士の養成を目標。
- 市民の身近な場所で体操教室を開催。「市民相互の支えあい」により、健康や介護予防の意識を高め、住民が住民に体操を広めることを基本。
- ふなばしシルバーリハビリ体操の理念～「健康寿命の延伸」「『地域で』『皆で』支えあう住民の住民による住民のための健康づくり・介護予防」

19. 今後の取組み

- 3月に総合事業を開始した後、制度改正の趣旨をふまえ、2025年に向けて、次のようなことに順次取り組んでいくため、準備・検討を進めています。

- 地域の通いの場の充実
- 住民主体の体操教室（地域の自主的な介護予防活動）の支援
- 住民主体の通いの場や介護事業所等に理学療法士等を派遣
- 「生活支援コーディネーター」「協議体」の設置
サービスの開発、創出
地域の多様な主体の参画を促進、ネットワーク化
- ボランティア団体等の支援
- 高齢者の社会参加の機会の充実、そのことによる介護予防の推進

地域の支え合いの体制づくり

ご清聴ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

- 総合事業全般に関すること 介護保険課 047-436-2304
- 地域包括支援センター、基本チェックリストに関すること
包括支援課 047-436-2882
- ふなばしシルバーリハビリ体操に関すること
保健所 健康づくり課 047-409-3404